

第44回全国消費者大会 < 特別決議 > 消費者団体訴訟制度を早期に実現しよう！

今年6月、国民生活審議会において「消費者団体訴訟制度の在り方」が確認されたことを受け、内閣府は現在、来年の通常国会での制度導入に向けて消費者契約法を改正する準備を行っています。

不当な契約や勧誘などを行う事業者に対し、その行為を中止させ、改めるように訴える権利を、消費者団体に認めようとするこの制度は、消費者団体が長年にわたって求めてきた制度です。わが国では初めての制度であり、消費者被害が多発する中で、制度への期待が高まっています。

この制度を消費者団体にとって使いやすい制度とすることが重要であり、法案作成に当たって、私たちは以下の点を求めます。

消費者契約法での消費者団体訴訟制度を、来年の通常国会で実現することを求めます。

消費者団体が訴えを起す裁判所については、事業者の本社所在地の裁判所に限定するのではなく、事業者が不当な行為を行った場所により近い裁判所で訴えが起せる制度とするべきです。消費者契約法だけでなく、特定商取引法や独占禁止法・景品表示法など、他の法律に関係する消費者被害も多発しています。消費者団体訴訟制度は、こうした法律にも導入する必要があり、そのための検討を開始することを求めます。

以上、決議します。

2005年11月17日
第44回全国消費者大会・全体会